

令和 6 年度
下野市行政評価
市民評価報告書
(案)

令和 7 年 1 月
下野市行政改革推進委員会

目 次

1	はじめに	1
2	市民評価の目的と評価の役割分担	2
3	評価の対象	4
4	評価の視点	5
5	評価結果	7
	(1) 評価結果（総括表）	8
	(2) 「評価結果（事務事業別）」の見方	9
	(3) 評価結果（事務事業別）	10
	下野市行政改革推進委員会委員名簿	30

1 はじめに

市民評価は、市が実施する行政評価（内部評価）の客観性、評価内容の透明性及び信頼性を確保することを目的として行っているものである。市民が行政評価の妥当性を検証することにより、事業の効果的、効率的な実施につながることを期待されている。

市民協働による政策評価は、開かれた行政を確保するとともに、下野市自治基本条例の基本理念である「市民が主役のまちづくり」の達成にも寄与するものである。

こうした理念に基づき、令和5年度に下野市行政改革推進委員会に選任された委員と共に、令和6（2024）年度市民評価を実施した。

下野市の市民評価は、対象事業の選定から委員が関わっていることが一つの特徴である。今年度も約200の事業リストから委員の希望や予算額等を踏まえて10の事業を抽出し、担当課のヒアリングを経て評価を行った。事業によっては委員の評価が分かれたものもあったが、委員会での議論を経て最終的な評価の合意に至った。

国内外に目を向ければ、数年にわたり社会活動を脅かした新型コロナウイルスの流行も落ち着きを見せ、人々の交流が再び活発化している一方、いまだ平穏には程遠い国際情勢、毎年のように各地で発生する自然災害、政治・経済の不安定な状況など、国レベル、地方レベルで多くの試練に直面している。

そのような中において、市民生活を支える地方自治体には、時代のニーズに合った細やかな施策を迅速に展開していくことが求められる。そして、そのためには市民の目線を意識し、市民の意見に耳を傾けることが不可欠である。下野市にはタウントークなど直接市民と市長が話し合う機会も設けられているが、本報告書も、市民意見を政策に反映させるための手段として有力なものと考えている。

結びに、長時間に渡り議論を重ね、率直な評価をいただいた委員の皆様へ感謝するとともに、この「市民評価報告書」が、市民と市の協働による「住みやすいまちづくり」につながれば幸いである。

下野市行政改革推進委員会
会長 中村 祐司

2 市民評価の目的と評価の役割分担

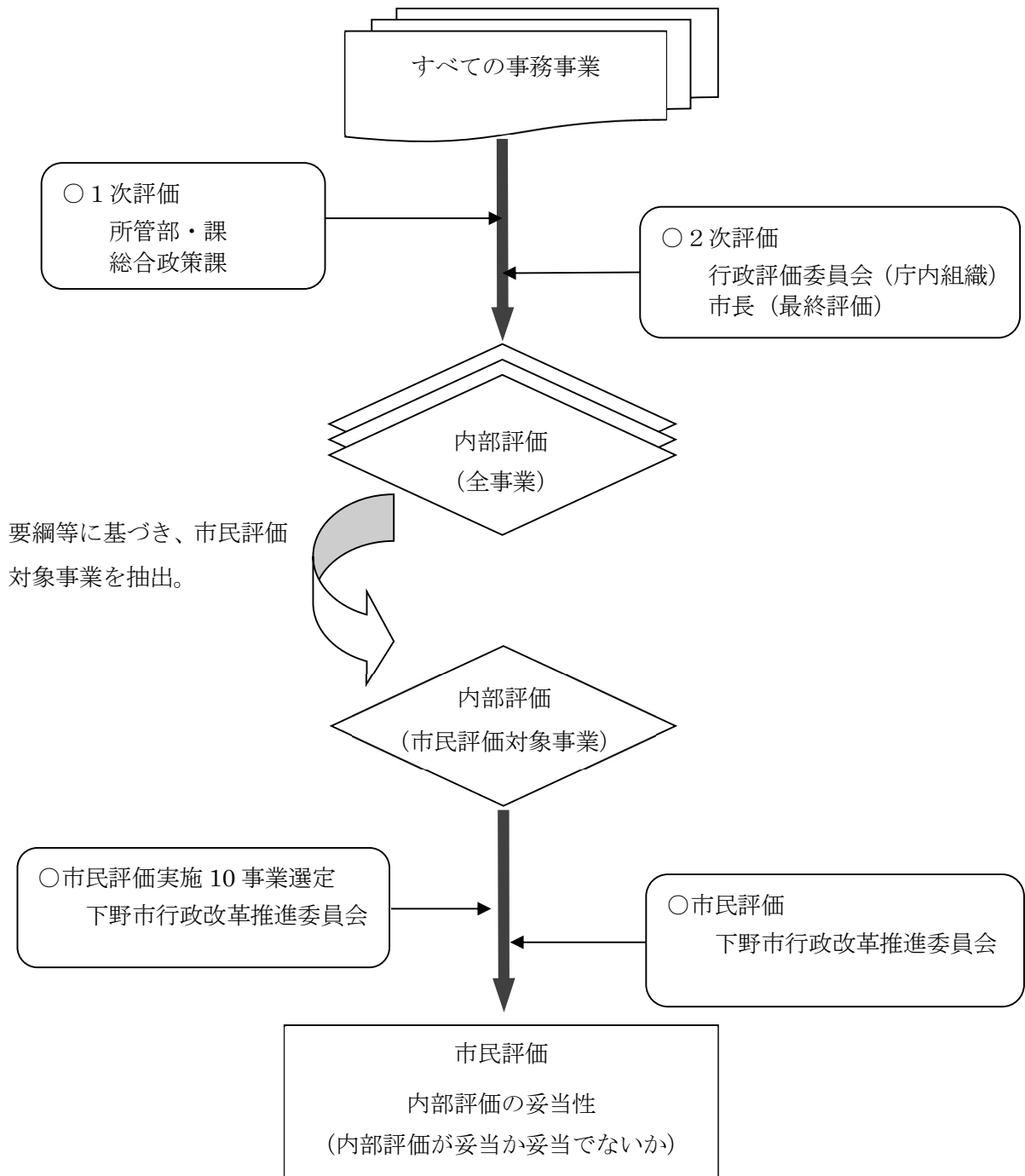
下野市の行政評価は、内部評価と市民評価の2段階構成となっている。

内部評価は、所管部・課、総合政策課、行政評価委員会（庁内組織）及び市長が、総合計画基本計画に位置付けられた事業の他、すべての事務事業を対象とし、一定の基準（対象事業の必要性、有効性、効率性等）で事務事業を総合的に評価することを目的としている。そのため、市が実施するすべての事務事業が評価対象となる。

一方、市民評価は、市民協働の一環として事務事業評価に市民が参画することを目的としている。市が実施している評価に対して、行政サービスの受益者であり負担者でもある市民が、「市民感覚と乖離していないか、現状を肯定する甘い評価となっていないか」などの視点から評価することが求められている。

委員会の限られた時間の中では、評価対象を限定し、少しでも踏み込んだ評価・意見を提示することが有用であると考えられる。そこで、委員会では一定の条件により抽出された事務事業の中から10事業を選定し、その事務事業について内部評価が妥当か妥当でないかを評価する。

図表 内部評価と市民評価の役割分担



3 評価の対象

下野市行政評価市民評価実施要綱に基づき、①総合計画基本計画に計上された事業で、かつ②計画事業費が大きい事業などの基準で抽出された 201 事業が評価の候補となった。

今回評価した事業は、201 事業のうち委員会において選定した 10 事業である。

委員会は、事業全体の中での位置付けをふまえながら、評価対象となった 10 事業について個別ヒアリングを通して評価した。

□ 評価対象事業

No.	部 名	所管課名	事 務 事 業 名	内部評価
1	総合政策部	市民協働推進課	自治会長等事務報償事業	継続実施
2	総合政策部	総合政策課	基幹系システム管理事業	継続実施
3	総務部	総務人事課	土地管理事業	継続実施
4	市民生活部	安全安心課	地域公共交通計画策定費	見直し実施
5	健康福祉部	こども家庭センター	養育支援訪問事業	継続実施
6	健康福祉部	子育て応援課	特別保育補助事業	継続実施
7	健康福祉部	社会福祉課	地域づくりに向けた支援事業	継続実施
8	産業振興部	商工観光課	道の駅しもつけ修繕・拡張事業	見直し実施
9	都市建設部	整備課	住宅政策費	継続実施
10	教育委員会	学校教育課	児童生徒就学援助事業	継続実施

【内部評価区分】

継続実施
見直し実施
廃止

4 評価の視点

委員会は、市が実施した内部評価に対して、具体的には庁内での評価プロセスである「必要性」・「有効性」・「効率性」の評価（A・B・C）に対して一つずつ評価し、最後に総合的な評価として妥当性における結論を市民評価結果とした。

【必要性】

必 要 性	評価	評価の基準	
	A	要件3項目のすべてに合致、または、市裁量がない事業	
	B	要件1項目以上に合致	
	C	要件合致なし	
要件	要件①	社会経済情勢の変化等に適合する	
	要件②	業務上必要であり、代替案が無い、もしくは最適な方法である	
	要件③	市民・団体・議会等から要望や要請がある	
		市裁量がない事業(⇒A評価とする)	

【有効性】

有 効 性	評価	評価の基準	
	A	要件3項目のすべてに合致、または、市裁量がない事業	
	B	要件1項目以上に合致	
	C	要件合致なし	
要件	要件①	市民サービスの維持・向上に寄与する	
	要件②	適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある	
	要件③	地方創生(人口・関係人口増)や SDGs、国土強靱化に寄与する	
		市裁量がない事業(⇒A評価とする)	

【効率性】

効率性	評価	内部評価の基準	
	A	要件3項目以上に合致	
	B	要件1項目以上に合致	
	C	要件合致なし	
要件	ソフト 事業	要件①	質を維持しつつ、事業費削減や取組方法を見直す
		要件②	受益機会・費用負担割合等が公平公正
		要件③	他課や他自治体、市民団体等と連携
		要件④	他自治体等と比較し、適切な方法である
		要件⑤	指定管理者制度導入等、民間活力を活用
		要件⑥	管理業務等で、さらなる効率化は困難
	ハード 事業	要件①	補助金等の積極的な活用で最大の成果となる
		要件②	適正な活用率を見込めるよう検討された事業規模である
		要件③	マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている

5 評価結果

委員会の評価結果は、次のとおりである。

市民評価区分		事業数
内部評価は妥当である		4
内部評価はおおむね妥当である		6
内部評価はやや妥当ではない	内部評価が高すぎる	0
	内部評価が低すぎる	0
内部評価は妥当ではない	内部評価が高すぎる	0
	内部評価が低すぎる	0

委員会の評価結果を概観すると、市民評価実施 10 事業のうち、8 事業を「継続実施」、2 事業を「見直し実施」とした内部評価の妥当性について、概ね肯定できるものではあったが、いくつかの事業において、その必要性自体は理解できつつも、方法について検討を求める意見が寄せられた。また、追加的な要望が寄せられた事業もあった。

(1) 評価結果（総括表）

No.	事務事業名	所管課名	評価結果		頁
			内部評価	市民評価	
1	自治会長等事務報償事業	市民協働推進課	継続実施	おおむね妥当である	10
2	基幹系システム管理事業	総合政策課	継続実施	妥当である	12
3	土地管理事業	総務人事課	継続実施	おおむね妥当である	14
4	地域公共交通計画策定費	安全安心課	見直し実施	おおむね妥当である	16
5	養育支援訪問事業	こども家庭センター	継続実施	妥当である	18
6	特別保育補助事業	子育て応援課	継続実施	妥当である	20
7	地域づくりに向けた支援事業	社会福祉課	継続実施	おおむね妥当である	22
8	道の駅しもつけ修繕・拡張事業	商工観光課	見直し実施	おおむね妥当である	24
9	住宅政策費	整備課	継続実施	おおむね妥当である	26
10	児童生徒就学援助事業	学校教育課	継続実施	妥当である	28

(2) 「評価結果（事務事業別）」の見方

事務事業名		所管部課	
事業内容	事業の目的と内容を記載		
行政評価 (内部評価)	内部評価の視点である必要性・有効性・効率性による判定から、行政自身による総合評価を記載（「継続実施」「見直し実施」「廃止」）		
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定（投票数）
	必要性	A	委員個人による「必要性」「有効性」「効率性」の判定数を記載
		B	
		C	
	有効性	A	
		B	
		C	
	効率性	A	
		B	
		C	
総合評価	委員会として判定した評価を記載		

個別意見	【妥当である】	委員個人による評価区分に応じ、各意見を記載
	【おおむね妥当である】	
	【やや妥当ではない（行政評価が高すぎるため）】	
	【やや妥当ではない（行政評価が低すぎるため）】	
	【妥当ではない（行政評価が高すぎるため）】	
	【妥当ではない（行政評価が低すぎるため）】	

(3) 評価結果 (事務事業別)

事務事業名	自治会長等事務報償事業		所管部課	総合政策部 市民協働推進課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民と行政の連携を図り、行政情報の効果的な周知、自治基本条例に基づく協働によるまちづくりを推進するため、自治会長事務委嘱及び報償金支給要綱に基づき行政事務の一部を自治会長に委嘱する。 ● 自治会振興費交付金を各自治会に交付するなど、自治会活動を支援する。 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治会長へ事務報奨金を支給する。 ● 自治会振興費交付金を交付する。 ● 下野市自治会長連絡協議会設置要綱に基づき設置されている連絡協議会へ補助金を交付する。 ● 市が事務局となり自治会長研修企画等、事務を遂行する。 ● 年度当初の自治会長研修会時にガイドブック等を更新し配布する。 			
行政評価 (内部評価)	継続実施			
市民評価 (委員会 評価)		判定項目	委員判定 (投票数)	
	必要性	A	8	
		B	1	
		C	0	
	有効性	A	3	
		B	6	
		C	0	
	効率性	A	6	
		B	2	
		C	1	
総合評価	(継続実施は) おおむね妥当である。			

【妥当である】

- 自治会発展のため、補助金以外のサポート体制も充実願います。
- 自治会のメリット、デメリットがあり、入会が少なく脱会が多くなっている現状、自治会活動のPR、災害時の助け合いなど必要であると思うので、続けて自治会のあり方などについて話し合いを進めて欲しい。

【おおむね妥当である】

- 自治会は、地域住民を束ねて、地域の安全な日常生活を支える役割を果たしているが、未加入者が絶えることなく、加入促進の良策を容易に見出し難い中で、家庭ゴミの処理、防犯、災害等緊急事態の場合の「遠くの親戚より近くの他人」の助け合いなど切実な問題を切り口にして、地道な勧誘が望まれる。現状では共稼ぎ、昼夜兼行稼働、土日に渡る稼働など非正規勤務者や高齢者が増え、順繰りの班の役割を負うのが難しいなどの背景も否定できない。
- 社会の変化（高齢化、少子化、共働き世帯の増加等）に対応して自治会運営に以前とは違った御苦労があると思われる。お世話くださる役員の方々が円滑に役目を果たせるように支援して頂きたい。
- 転入して30年を越すが、来てしばらくは慣れるのに時間がかかったが、住みなれて近所の方々と親しくしていただき人情にもありがたく思うことが多い。人とのつながりが安全と住み良さになっている。このことはインフラのひとつとあって良いのではないかと。大切にしたい。
- 本事業を進めていく上で、たとえば自治会長謝礼は自治会長を支える貴重な活動資金であり、評価できる。『自治会長ハンドブック』『自治会加入促進ハンドブック』は、活動の理解を広く浸透させるために班長にも配布してはどうか。
- 社会的連帯、社会性を拒絶した風潮が拡散化する時代にあって、生き生きとした地域社会の形成はいかにしたら可能であるかは、将に喫緊の課題である。自治会の活動を活発化し、加入率の低下を食い止める有効な方策はなかなか見出しにくく、本事業は砂漠に水を注ぐようなものであるが、地道な努力は必要であろう。（ディベロッパー、住宅メーカーと協約して、自治会参加を誘引する手だてもあろう）

【やや妥当ではない（行政評価が高すぎるため）】

- 自治会の存在意義が問われ、若年層からも高齢者所帯からも自治会からの脱退が相次ぐ中、自治会長への報酬の見直し等で課題が解決するかが疑問。自治会の活動目的、運営方法等々、住民が自治会の活動にありがたみを感じるようにしていかなければならない。そういった意味で、うまくいっている自治会の運営の分析やそれに基づく好事例の横展開等々、市としても自治会をサポートできることがまだまだあるはず。報酬で自治会長に丸投げすることなく、地域活性化の拠点として今後の自治会のありかた、運営の指針を示し、自治会長のサポートをしてほしい。

事務事業名	基幹系システム管理事業		所管部課	総合政策部 総合政策課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民記録、税、福祉等の市民サービスを効率的に提供し、市民サービスの向上に資する。 ● 令和7年度末までに関係府省が作成する標準仕様に適合するよう法で義務づけられている基幹系業務（20業務）について、ガバメントクラウド上へシステムの移行を図る。 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民基本台帳や課税、福祉行政などの市の基幹となる業務に関する基幹系システムのハードウェア及びソフトウェアの整備、維持管理を行う。 ● 住基や税など基幹系20業務システムについて、令和7年度末までに国の示す標準準拠システムへ移行し、ガバメントクラウド上へシステムの移行を図る。 			
行政評価 (内部評価)	継続実施			
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定（投票数）	
	必要性	A	6	
		B	1	
		C	0	
	有効性	A	6	
		B	0	
		C	1	
	効率性	A	6	
		B	1	
		C	0	
総合評価	（ 継続実施は ） 妥当である。			

個別意見	<p>【妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● セキュリティの強化。 ● 国の示す標準準拠システムに移行することが求められて、便利にはなるだろうが、何回も言っていますが、セキュリティが心配である。その方面も万全にしてもらいたい。 ● 業務の効率化や申請手続き等が速やかにできるようシステム導入に取り組んでいただきたい。 ● 国の施策で将来を見据えてのこととは思いますが、時折「人間」がついてゆくのには大変では？と思うことがある（特に高齢者）。記憶しておくべきパスワード、番号が多くなり、管理が大変では？ ● 本システム移行により、市民が享受できるサービス向上の具体的な内容について広く周知願います。
	<p>【おおむね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガバメントクラウド上へのシステム移行は、デジタル利用の時代的趨勢であると思われる。総合政策課がこの一元管理システムを所管することも妥当だと考える。ただ、アプリ運用をめぐる業者が実質的には寡占状態にあるのではという懸念がある。また、既存システムと新システムとの擦り合わせにあたって何らかの課題が生じる可能性も否定できないのではないか。特にセキュリティについて「二重三重の構え」で対応することだが、昨今、デジタルデータをめぐる漏洩や不正侵入、ウイルス感染による機能停止などが目立つ。市としては市民目線からの不安払しょくに万全を期してほしい。
	<p>【やや妥当ではない（行政評価が高すぎるため）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この事業は、「地方公共団体情報システムに関する法律」により、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して、共有・統一基準化して、国との連携を図って実施することが市町村に義務付けられ、予算的に国庫補助 100%があるとはいえ、市の既存システムの変更も伴うなど効率化の面があっても、運用面等で不具合が生じても小回りが利き難い事態など予測され、地方自治の侵削が懸念される。

事務事業名	土地管理事業	所管部課	総務部 総務人事課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公有財産の有効活用及び維持管理を実施し、低未利用地は公売し、財源確保に努める。 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 普通財産の適正な維持管理を行い、低未利用地は公売する。 3 か所公売中 2537.09 m² 54,110,000 円 ● 市有地(普通財産)13 か箇所、17,302 m²の草刈りおよび除草剤散布を実施する。 		
行政評価 (内部評価)	継続実施		
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定 (投票数)
	必要性	A	8
		B	1
		C	0
	有効性	A	4
		B	5
		C	0
	効率性	A	6
		B	3
		C	0
総合評価	(継続実施は) おおむね妥当である。		

個別意見	<p style="text-align: center;">【妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 売却となった場合の諸手続きを行政が自ら行うスタンスを高く評価したい。「普通財産の適正な維持管理を行い、低未利用地は公売する」との原則は維持しつつも、対象の3箇所について貸借地としての可能性を追求してはどうか。北部清掃センター跡地の「職員直営による除草管理」について、当該職員の意向を把握する必要があるのではないかと。意向を尊重する形で、除草管理の業者への委託あるいは職員直営による除草管理の対象地追加を検討してもいいのではないかと。 ● 低未利用地は、土地の整理した余分の土地になってしまった気がします。場所、面積とも悪条件である。方法を考えて欲しい。
	<p style="text-align: center;">【おおむね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未利用地で保有している公有地の多くは、立地、形状、面積などから、利用価値が低いうえ、低成長経済のもとで土地需要が減少している状況では、公売処分の可能性が低く、周囲に悪影響を及ぼさないよう管理に徹する潮時と考えられる。 ● 宅地として利用できる土地については、公売をするようにし、近隣住民に迷惑をかけないようにすべきである。 ● 土地の管理は人手と経費がかかり、不要の分は売却できるのが最良と思うので努力願いたい。 ● 公売については、市ホームページへの掲示のみならず、幅広く民間と連携し、促進していただきたい。 ● 使い道のある市有地は、市が公共の立場からもっておく必要がなければ積極的に公売を仕掛けて欲しい。一方で利用価値のない市有地は市で管理するしかなく、環境整備の観点から今後も除草等をお願いしたい。今回のヒアリングで市のご苦勞と本件が最低限の必要経費であることが理解できた。
	<p style="text-align: center;">【やや妥当ではない（行政評価が高すぎるため）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地の形状の良くない、処分が困難な市有地が旧石橋地区に偏在しているのは、同地区の区画整理の手法（区画整理は面的整備が原則であるが、同地区の区画整理では通過道路は通すには通したが、生活道路の整備（（地権者の同意等、行政が更に踏み込む必要がある））をなおざりにした、線的整備に止まった）に問題があったのではないかと。いずれにしても、流動化できる市有地は少数であり（No. 9, 10, 13）塩漬け状態から解放すべくビジネスマインドを以って対処せられたい。

事務事業名	地域公共交通計画策定事業	所管部課	市民生活部 安全安心課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現計画の計画年度が令和3年度から令和7年度となっているため、次期計画（R8～R12の5か年計画）を策定する。 ● デマンド交通の利用促進及び安定した市内の公共交通網を維持し、持続可能な地域公共交通を再構築するため、利用ニーズに応じた改善が図れるようアンケート調査等を実施し、次期計画を策定する必要がある。 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域公共交通会議において、協議、意見交換、合意のもとに計画策定を進めていく。 ● アンケート調査等の実施、結果集計、分析を行い、次期計画における計画期間中の目標値や目標達成に必要な施策や事業を検討する。 		
行政評価 (内部評価)	見直し実施		
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定（投票数）
	必要性	A	4
		B	5
		C	0
	有効性	A	1
		B	6
		C	2
	効率性	A	2
		B	5
		C	2
総合評価	<p>(見直し実施は) おおむね妥当である。</p> <p><u>計画の必要性は理解するが、計画策定に当たっては、コンサルに丸投げすることなく、行政職員が自ら課題の抽出を行うなど、主体的な取り組みを求めたい。</u></p>		

個別意見	<p>【妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が買い物等に出やすい交通網を考えて欲しい。 ● 利用者実績の低下要因を把握し、次期計画を策定する必要があると思います。
	<p>【おおむね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域交通は、運転手不足と交通弱者である高齢者の増加の挟み撃ちの苦境に直面し、打開策として打ち出されたデマンドバスにも使い勝手に限界があり、本市のある地区では住民自ら車を出し合っ、外出を支え合っている現実（他市町村に実例有り）を直視し、既に社会福祉法が目指す共生社会実現の具体的実践例にもなっており、今後の交通対策も軸足を少し変えて支援し、市の全地区に普及すれば、住みやすさが一層増し、本市の更なるウツツケのイメージアップにつながるものと期待される。 ● 高齢化と小人数世帯の増加で、タクシーも少なくなっているため、公共交通については、考えていただきたい。買物等の外出は高齢者にとっては、単調な生活への刺激にもなる。 ● できれば近隣の市町村とも乗り継ぎができるようなシステムがあればと思う。
	<p>【やや妥当ではない（行政評価が高すぎるため）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定業務委託料として、八百万円が計上されているが、本事業をはじめとして、本誌の行政の内容を見ると、些か複雑な事業、専門性を要する事業に逢着すると、にわかに思考停止、コンサルという黒子に丸投げする性癖が顕著である。Self government の気概と矜持を保つべきである。小山市の公共交通事業は全国的に高い評価を得ており、自治体間での情報の共有も計るべきである。
	<p>【妥当ではない（行政評価が高すぎるため）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本事業計画策定をめぐる専門性を有するコンサルの存在価値は認めつつも、今後の地域公共交通運営をめぐる市民と行政との距離を縮めるためにも、アンケートの実施や計画の策定を行政が自力（直営）で行うよう方針転換してほしい。市にはこれに対応できる（若手）人材はいるのではないか。業務委託料 800 万円は、たとえば市民からの知見を集めるための仕組みづくりに使ってはどうか。 ● 公共交通は高齢化が進む中で、買い物難民等をださないために非常に重要。課題の解決策を外部専門家に検討していただくのは理解できるが、今回の提案は、アンケートを通じて現状の課題抽出を外部に丸投げする提案である。もう少し担当課の中で自ら十分に課題抽出にあたってほしい。

事務事業名	養育支援訪問事業	所管部課	健康福祉部 こども家庭センター
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定妊婦や生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）で把握した要支援家庭、及び虐待通告により定期的な支援や見守りが必要な家庭等、支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師・助産師・看護師・ヘルパー等による必要な援助を行い、適切な養育環境の維持・改善、及び家庭の養育力の向上を図ることにより、児童虐待を未然に防止する。 <p>概要</p> <p>【子ども・子育て支援交付金対象事業（国：1/3、県1/3）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要支援家庭に対する、保健師等専門職による育児指導及び助言 ● 養育状態により支援が必要な家庭に対する、ヘルパー等による家事援助 		
行政評価 (内部評価)	継続実施		
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定（投票数）
	必要性	A	7
		B	0
		C	0
	有効性	A	7
		B	0
		C	0
	効率性	A	6
		B	1
		C	0
総合評価	（ 継続実施は ） 妥当である。		

個別意見	<p>【妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦の不安解消、子育て支援。話すことでストレスも少なくなると思うので支援は続けていくべきであると思う。悩んでいて、気軽に話せる環境作りをしっかりとやって欲しい。 ● この事業は、保護者の育児負担の軽減、不安や悩みの解消を図る重要な事業である。 ● 戸別訪問等の結果を追跡してケアするというのは、当事者にとりありがたいことと思う。安定した社会をつくってゆくためにがんばっていただきたい。 ● 養育力不全への対応をめぐり、特定妊婦についての正確な情報把握に尽力している。全戸訪問事業においても、おむつ券を配るなど、妊産婦に寄り添った市独自の事業が行われている。同時に近隣の「地域の目」で特定妊産婦からの潜在的 SOS を把握していることなど高く評価できる。未受診が把握を難しくしている面はあるが、民生委員との連携など、今後とも確実な育児援助、家事援助を継続してほしい。 ● 社会的意義が認められる事業であり、制度の充実や事業予算の増加を検討願います。
	<p>【おおむね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉法の改正により懸案の養育困難を抱える特定妊婦に対し、家事援助を含め手厚い支援体制が整えられ一安心でも、とかく潜伏しがちなため、出産や養育上の複雑化・複合化した諸問題を起こす前に漏れなく支援につなげることが肝要で、(常時身近にいて地域の事情に明るい) 児童委員兼務の民生委員の協力を得ること(他に学校、医療機関)や多様な問題を抱えることから多機関、多職種が関わり、その縦割りの弊害を避けるリーダーシップを担う機関の明確化など待ちの姿勢ではなく、息長く様々な工夫を凝らし、制度の実のある運用が望まれる。

事務事業名	特別保育補助事業		所管部課	健康福祉部 子育て応援課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設に在園し、国県の補助対象外の特別支援を必要とする児童に補助を行い、教育・保育施設の利用をしやすいとする。 ● 幼稚園が実施する地域との子育て支援事業に、県・市が連携して補助を行う。 ● 私立幼稚園・認定こども園の特色ある活動に要する経費の負担軽減を図る ● 個別支援が必要な園児の受け入れに対する補助により子育てを支援する。 ● 民間保育所等でのおむつ処分費用に対する補助を行い、施設及び保護者の負担軽減と感染症等の衛生上のリスク低減を図る。 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別な支援を必要とする児童の保育に従事する保育士の雇用に要する経費を助成する。 ● 幼稚園で実施される地域との交流事業に対し、運営費の助成を行う。 ● 特色ある幼稚園活動や幼小連携に伴う活動に対し助成を行う。 ● 特別支援教育に該当する児童が就園している場合に補助を行う。 ● 民間保育施設でのおむつ処分費用に対する経費の一部を補助する。 			
行政評価 (内部評価)	継続実施			
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定 (投票数)	
	必要性	A	7	
		B	0	
		C	0	
	有効性	A	6	
		B	1	
		C	0	
	効率性	A	7	
		B	0	
		C	0	
総合評価	(継続実施は) 妥当である。			

個別意見	<p style="text-align: center;">【妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市単独事業であるので特色あり。幼稚園と小学校の関連をスムーズに行くように、また特色ある幼稚園、保育園をだせるように、補助をお願いしたい。 ● 国県の補助対象外の、他の幼児より手がかかる障害等を有する幼児をインクルーシブ的に受け入れ易いよう保育施設に加配保育士の雇用のほか、おむつ処分、副食費などにも補助をし、さらに幼稚園を地域交流の場とし、幼少連携活動をすることにも補助の輪を広げ、このように手厚い子育て対策は、別に実施されている移住促進の対策の要件としても大きな「売り」になる。 ● 限られた財源の中であると思いますが、効果的な事業であるので更に充実した事業展開をしていただきたい。 ● 細かなケアは、大きくない下野市ならでのことと思う。未来への投資となり少しずつでも良い方向に行くことを願って頑張っていただきたい。 ● 市の単独事業として、療育手帳保持や発達障害の児童に対して、手厚い支援が行われている。たとえば「幼稚園はばたき支援事業補助金」では、対策ではなく幼稚園のポジティブな活動に対する積極的な支援となっているし、1号対象者にも支援を広げている。副食費補助も含め、市が幼稚園や保育所の活動を重要な「社会資源」と見なしているのがわかる。 ● 関係部課との連携強化により、アフターフォローを充実願います。
------	---

事務事業名	地域づくりに向けた支援事業	所管部課	健康福祉部 社会福祉課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現に向けた事業を推進する。特に、少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、複雑・複合化した課題を抱える市民の皆様に対して包括的な支援体制の構築を図ることを目的に、3つの支援として、①属性を問わない相談支援、②社会参加支援、③地域づくりに向けた支援を軸とした「重層的支援体制整備事業」に取り組む。 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「重層的支援体制整備事業」における地域づくり支援として、世代や属性を超えて誰もが参加できる新たな居場所の提供に向け、地域づくり支援コーディネーターが中心となって、市内各地域のコミュニティセンターや公民館を会場に「地域こども食堂」を試行的に開催する。 ● 共生社会のまちづくりを推進するため、「ひきこもり支援」に関する市民向け講演会を開催する。 		
行政評価 (内部評価)	継続実施		
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定 (投票数)
	必要性	A	8
		B	1
		C	0
	有効性	A	4
		B	4
		C	1
	効率性	A	2
		B	6
		C	1
総合評価	<p>(継続実施は) おおむね妥当である。</p> <p><u>ただし、行政において、複雑化・複合化した支援ニーズに立ち向かう知識経験と調整力を有する人材の養成が不可欠である。</u></p>		

個別意見	<p>【妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「福祉まるごと相談窓口」は、地域づくりへのアウトリーチの入り口となっており、いずれの活動内容についても評価できる。まずは現状のやり方を続け、数年単位のスパンでもって評価してほしい。「地域・こども食堂」について、現状のように行政主導での場の提供は、将来の住民やNPOなどの民間主体の運営につなげるためにも、意義があると考えます。そのためにも担当スタッフ（共生グループの職員）は、人材や組織のネットワーク構築を見据えた活動を続けてほしい。 ● 「こども食堂」やっと実施して、対象者を限定しない公平性を持っている。子どもの居場所的なものであるもので、続けて欲しい。
	<p>【おおむね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この事業は、地域福祉の向上を図るうえで重要な事業と考えます。地縁組織など活かし事業を進めていただきたい。 ● 地域の人々のつながりは、大切なインフラのひとつと思う。世代を越えて交流できる場ができることはその助けになり、顔の見える関係が作れる。地域の子供の顔を大人も皆知っているというのは安全につながると思う。自治会活動にも良い影響が及ぶと思う。 ● ひきこもり等、市内には支援を必要とする市民の方が多くおられると推定される。今回ご提案の部署だけでなく、関連部署が一体となって必要な支援を行って欲しい。下野市に住んで良かったと思えるような、市民に優しい行政を目指して欲しい。 ● Pilot 事業として「こども食堂」を三回開催したとのことだが、重層化し、錯雑化する地域福祉のニーズに対応すべく試行錯誤しながらも前に進んで頂き度し。 <p>【妥当ではない（行政評価が高すぎるため）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正社会福祉法によって創設された本事業は、4分の3の手厚い高率補助が用意され、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため市町村に課されたもので、そのニーズを的確に捉え、縦割対応を排し、地域づくりを梃に具体化されることが前提とされているところ、本市の取組は、こども食堂、引きこもり等講演会開催、相談支援包括化推進員の3つであり、いずれも法の趣旨から少し遠いといえる。こども食堂は交流の場になっても、介護・高齢・障害・生活困窮等の複雑・複合化したニーズにどれだけ寄与できるか。増加と高齢化の一途のひきこもりは社会問題化しつつあり、講演会開催の啓蒙段階は過ぎた喫緊の課題であり、不登校については、既に高校までスクールカウンセラーが配置済み、相談支援包括化推進員は複雑化・複合化した支援ニーズに立ち向かう知識経験と調整力が必要とされ、それに耐え得る人材か。いずれも法の趣旨から大きく離れ、疑問が膨らむ。

事務事業名	道の駅しもつけ修繕・拡張事業	所管部課	産業振興部 商工観光課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開業から10年が経過し、老朽化する施設の計画的な修繕等により、施設の機能・性能を維持するとともに、将来的な大規模改修に備えていく。また、来場者のニーズに対応するため、これまでの施設機能を維持しつつ、ニーズに対応した整備を計画し、都市農村交流施設としての継続的な機能を維持していく。 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存施設の修繕、更新及びリニューアル ● ニーズに対応した新たな施設整備の検討 		
行政評価 (内部評価)	見直し実施		
市民評価 (委員会 評価)		判定項目	委員判定 (投票数)
	必要性	A	6
		B	1
		C	0
	有効性	A	2
		B	5
		C	0
	効率性	A	2
		B	5
		C	0
総合評価	(見直し実施は) おおむね妥当である。		

個別意見	<p>【妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近くに新しい道の駅ができるみたいですので、「しもつけ道の駅」を特徴のある道の駅にして欲しいし、防災機能をつけて欲しい。太陽光による電気量も使えるように!! ● 滞在型施設を目指す方向性の中で、ぜひ道の駅を拠点とする市内周遊環境整備との連携を進めてほしい。拡充にあたっては、現場の状況をよく知る道の計支配人やスタッフの意向を最大限に尊重してほしい。たとえば道の駅を防災機能の拠点として、子ども世代が防災を楽しく学べる空間にするなど、異なるセクター間（分野間）の組み合わせを行ってほしい。食・イベント・交流・くつろぎ・学びの場としての道の駅を実現してほしい。市内の高齢者世代の道の駅へのアクセスを容易にしてほしい。 ● 民間との連携を図り、より魅力ある施設への発展に期待します。
	<p>【おおむね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 体験・滞在型の充実を図るように（例えば、いちご狩り等）。ふれあい館～道の駅～市内観光の周遊バス。 ● 道の駅を、関係人口を対象に郊外の幹線道路沿いに設置した目論見が当たり、年間240万人を超える来場者を生み、今後、新たな賑わいの創出を目指すなら、各種イベントを開催できる広場の設置などのほか、市街地在住で利用の恩恵に預かれない運転免許証不保持の高齢者、若年者、障害者などのアクセスの利便を図るバスの就航等の対策も望まれる。 ● 施設の維持のためには、先手で修繕等を行って効率を上げたい。道の駅や類似の施設が多くなっているため、他の所とは差別化できる工夫が大切と思う。 ● 新たな施設整備と合わせて防犯等の対策にも取り組んでいただきたい。

事務事業名	住宅政策費	所管部課	都市建設部 整備課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の生命・財産を守る ● 定住人口の増加を図る ● 地域の資源として空き家の流通・活用促進を図る ● 緑豊かな潤いのある住みよい環境を保全する <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅耐震化の支援（耐震アドバイザー派遣、耐震診断士派遣、木造住宅耐震改修・建替え補助、ブロック塀撤去費補助、建築物耐震改修促進計画策定業務） ● 定住促進に向けた支援（定住促進住宅新築等補助、永住促進保留地等購入補助、セーフティネット専用住宅補助、空き家バンク制度による支援、空き家バンク登録奨励、既存住宅現況調査補助、空き家バンクリフォーム補助） ● まちなみ景観の保全に向けた支援（生垣奨励補助） 		
行政評価 (内部評価)	継続実施		
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定（投票数）
	必要性	A	8
		B	1
		C	0
	有効性	A	5
		B	4
		C	0
	効率性	A	5
		B	4
C		0	
総合評価	（ 継続実施は ） おおむね妥当である。		

個別意見	<p>【妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き家が多くなりつつあるので、防犯対策を下野市全体でやっていく必要がある。 ● 空き家対策の一貫として、地域の交流を深めるための居場所づくりなどに活用できればと思います。 ● ①の住宅耐震化等については、方法と効果のはっきりしていることなので、迷いなく進めていただきたい。(予算の許す限りとは思いますが)
	<p>【おおむね妥当である】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 数ある対策の中で空き家に注目すると、正に少子高齢化の波をもろに受け、今後増加することは必至で、その活用方策の一例として不足している公営住宅として借り上げ、低所得者、生活保護者の利用や知的障害者、精神障害者のグループホームとしての活用斡旋(他市町で実例有り)などへ思い切って対策の幅を広げることが望まれる。 ● たとえば今年度実績として、空き家バンク登録計15件のうち、成約が13件に達しており、高く評価できる。確かに各種支援の手厚さが目立つものの、潜在的利用希望者への周知やPRの点では課題があるように思う。空き家対策にしても、行政と地元不動産業者と情報共有や支援連携、売主の立場と買主の立場にもっと踏み込むなど、積極的に行ってほしい。 ● 市内に耐震基準が旧基準の家屋が多々あるとのこと。資金援助だけでなく、広報活動、アドバイスを含めて、できるだけ多くの方が耐震工事に対するハードルを下げ、耐震工事を行えるよう、今以上に活動してもらいたい。また今回の範疇ではないかも知れないが、昨今闇バイト等、防犯に対する意識が高まってきているので、防犯設備導入に伴う補助等の今後検討されたら良いと感じた。
	<p>【やや妥当ではない(行政評価が高すぎるため)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き家=中古住宅であり、中古住宅の需要は著しく低いやに聞く。さすれば当該事業に貴重な財源を投入することには躊躇と疑念を感じざるを得ない。

事務事業名	児童生徒就学援助事業	所管部課	教育委員会 学校教育課
事業内容	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済的な理由のため就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対して、就学費の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。 ● 特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として、特別支援教育就学奨励費の支給を行う。 <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、入学準備金を支給する。 ※入学準備金制度の導入（平成30年度から） (交付の対象者) <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に規定する要保護者 ・要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(準要保護者) ・市立学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者 		
行政評価 (内部評価)	継続実施		
市民評価 (委員会評価)		判定項目	委員判定（投票数）
	必要性	A	7
		B	0
		C	0
	有効性	A	7
		B	0
		C	0
効率性	A	7	
	B	0	
	C	0	
総合評価	（ 継続実施は ） 妥当である。		

【妥当である】

- 義務教育がみんなに受けられるように充実してほしいと思います。
- 法律に基づくとはいえ、就学困難に陥らないため要保護者への補助も追加認定もするなど、もれなくきめ細かく支援するほか、更に市独自に特別支援学級の就学児童・生徒の保護者への支援や入学準備金を支給し、その上民生委員の協力も得て、就業や収入の不安定な保護者にも寄り添って手を差し伸べるなど、相当手厚い対策が講じられている。
- 児童、生徒が良い環境で経済的な事情にかかわらずに等しく教育を受けられるようにすることは、未来への投資と思う。安定した良い社会を作ってゆくためにぜひ十分な支援を考えていただきたい。
- とくに就学援助の対象者把握において、学校教育課と子育て応援課との連携が不可欠となっている。今後とも申請漏れがないよう万全を期してほしい。学校の教職員との情報共有についても同様である。新入学用品費の前倒し支給以外にも、「より受給者に寄り添った援助費の支給」が可能なものがあるのか検討してほしい。

個別意見

下野市行政改革推進委員会委員名簿

任期：令和5年7月28日 ～ 令和7年3月31日
(令和7年1月現在)

No.	役職	氏名	ふりがな	備考
1	会長	中村 祐司	なかむら ゆうじ	宇都宮大学 地域デザイン科学部教授
2		野田 善一	のだ よしかず	下野市商工会 副会長
3		金田 幸子	かねた さちこ	下野市栃木県農業士会 栃木県女性農業士
4		柳澤 正弘	やなぎさわ まさひろ	株式会社 栃木銀行 石橋支店長
5	職務代理	川俣 一由	かわまた かずよし	下野市自治会長連絡協議会 会長
6		小林 政則	こばやし まさのり	下野市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長
7		平井 勲	ひらい いさお	下野市子ども会育成会 連絡協議会 専門委員
8		中西 稔	なかにし みのる	下野市協働のまちづくり 人材バンク
9		太田 芳一	おおた よしいち	公募委員
10		高橋 志津子	たかはし しずこ	公募委員

※敬称略